

大刀洗町告示第22号

令和4年第17回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年5月13日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和4年5月24日

2 場 所 大刀洗町議会議場

---

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

野瀬 繁隆

平山 賢治

古賀 世章

高橋 直也

平田 康雄

黒木 徳勝

東 義一

松熊武比古

安丸眞一郎

---

○応招しなかった議員

---

議事日程 (第1号)

令和4年5月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
- ①検査結果の報告
- (2) 町長の報告 (あいさつ)
- 日程第4 報告第1号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額 (物的損害) の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第5 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第1号) の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第15号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第19号 大刀洗町MC A同報無線施設整備工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
- ①検査結果の報告
- (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 報告第1号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（物的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第5 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第15号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第19号 大刀洗町MCA同報無線施設整備工事請負契約の締結について
-

出席議員（9名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

---

欠席議員（1名）

4番 野瀬 繁隆

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	健康課長 ……………	早川 正一
生涯学習課長 ……………	佐々木大輔	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。本日は、4番、野瀬繁隆議員から体調不良のため出席できないとの届出がござっておりますので、報告いたします。

現在の出席議員は9人です。

ただいまから、令和4年第17回大刀洗町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より、議場での写真撮影の申し出がありましたので許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、平山賢治議員、8番、東義一議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、検査結果の報告を行います。監査委員より、令和4年1月末日分、2月末日分、3月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、閉会中の議員辞職について報告を行います。

森田勝典議員より令和4年3月25日、一身上の都合により3月31日で議員を辞職する旨の辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、3月28日、辞職を許可したことを報告いたします。

以上で、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和4年第17回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多用中にも関わりませず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

5月も後半に入り、麦が黄金色に輝く収穫の季節となっています。間もなく出水期も迎えますが、今年こそは災害のない実り多き1年となることを願っているところでございます。

そして、災害対策は、常日頃からの備えが大切です。このため先月24日に三井消防署指導の下、大刀洗町消防団と町職員合同で大雨に備えた水防訓練を実施したほか、本議会に防災行政無線の契約議案をお願いしているところでございます。

今後とも住民の皆様の安全・安心の確保に向け、防災力の向上に努めてまいります。

福岡県に出されておりました、まん延防止等重点措置が解除されて既に2か月半が経過し、新規陽性者数は減少傾向にはございますが、依然として高止まりをしている状況でございます。

また、大刀洗町では86%の高齢者の皆様に3回目のワクチン接種をしていただいておりますが、接種対象者全体ではまだ6割程度にとどまっている状況でございます。

今後、60歳以上の方と18歳以上で基礎疾患を有する方などを対象に4回目の接種も始まります。町民の皆様が安心してワクチンを接種していただけるよう必要な体制の整備と正確な情報提供に努めてまいります。

さて、今臨時会に提案いたしております案件は、施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額——これは物的損害に係るものですが、の決定及び和解に係る専決処分の報告1件のほか、大刀洗町税条例、大刀洗町国民健康保険税条例及び令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）など専決処分の承認を求めるものが3件、人事院勧告等に関連した条例改正が4件、MC A同報無線施設整備工事に係る契約議案1件を上程いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議頂きまして、最後には御承認頂きますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

**日程第4 報告第1号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（物的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、報告第1号施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（物的損

害)の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長(松元 治美) おはようございます。総務課の松元です。よろしくお願いいたします。

報告第1号施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額(物的損害)の決定及び和解に係る専決処分の報告について。

施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額(物的損害)の決定及び和解について、地方自治法第180条の第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年5月24日、大刀洗町長、中山哲志。

1枚めくっていただきまして裏面をご覧ください。こちらのほうが専決処分書となっております。

1の事故概要です。令和3年9月18日午前8時10分頃、大刀洗町大字本郷4109番地3路上にて、大刀洗町管理の空き地入口の扉が相手方使用の軽自動車に接触して車両が横転、破損をしております。

大刀洗町が管理しております施設については、台風の強風により空き地の入口の扉の鍵が破損し、扉が道路をふさぐ形で開いていた状態でした。

相手方については、事故当日は晴れ、午前8時10分の日中で対向車もおらず、通常走行時に回避することは可能と考えられ、制限速度を超過する速度で進行、手前でもブレーキ等を踏まずに接触している状態でした。

2の相手方については御確認ください。

3、過失割合です。町、相手方ともに50%となっております。

損害賠償額支払方法についてですが、77万1,450円の50%で38万5,725円を相手方が指定した口座への振込となっております。

6の専決処分の理由といたしまして、損害賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号の規定により専決処分をするものです。

次のページに事故発生箇所、そちらのほうに写真のほうを載せております。

以上で、報告を終わります。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員(11番 高橋 直也) 過失割合が5対5になっておりますけれども、根拠としては「制限速度を超過する速度で」と書かれておりますけれども、制限速度を超過する、何キロぐらい出ていたんですか。分かりますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 質問にお答えします。

制限速度につきましては、何キロかというところは把握しておりません。弁護士の先生にも確認しておりますけれども、これについては正確な速度というのは把握できないという回答は頂いております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ここは制限速度は何キロの表示がされているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 案納課長。

○住民課長（案納 明枝） 制限速度ということですが、こちらは道路標識がございまして、法定速度になるかと思っております。法定速度につきましては、自動車の場合、最高速度が60となっておりますが、確か道路交通法の70条ぐらいだったと思うんですが、ほかに影響を及ぼさない程度で走行するというふうに定められていたかと思っておりますので、60キロとなっておりますけれども、それよりも出ていたということではございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前9時12分

再開 午前9時25分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き、質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（物的損害）の決定及び和解に係る専決処分報告についてを終わります。

日程第5. 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて



○議長（安丸眞一郎） 日程第5、承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） おはようございます。税務課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年5月24日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

令和4年4月1日付で大刀洗町税条例の一部を改正する条例を専決処分しております。

では、議案書7ページをお開きください。

新旧対照表になります。右側が旧で、左側が新——改正後となります。主な改正点につきまして御説明いたします。

7ページの新一番下でございますけれども、第18条の4第2項につきましては、地方税法第382条の4の規定により、納税証明書に住所に代わるものとして地方税法施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする規定を追加するものでございます。

次に、8ページです。8ページ、第33条第4項、9ページの第6項でございますけれども、所得割の課税標準につきまして、上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる所要の措置を講ずるものでございます。確定申告書に特定配当及び特定株式等譲渡に係る所得の明細に関する事項が記載されているときには、確定申告書の記載事項を適用することとするものでございます。

次に、9ページの第34条の9でございます。こちらにつきましては、旧のほうの「特定配当等申告書」及び「株式等譲渡所得金額申告書」の文言を「確定申告書」に改めまして、特別徴収税額の税控除を確定申告書の記載によって行うこととする改正となります。

次に、10ページをご覧ください。10ページ、第36条の2については、町民税の申告において、公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定を整備するものでございます。

次に、11ページです。同条第2項の改正になります。これは参照する施行規則の改正により項番号にずれが生じるための改正となります。

次に、12ページ、第36条の3の2と、13ページ、第36条の3の3の改正につきましては、給与所得者または公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者を有する場合には、給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきまして、新たに配偶者の氏名を記載する旨の規定を追加するものでございます。

14ページをお開きください。14ページの下のほうでございます。第73条の2及び15ページの第73条の3の改正です。これは固定資産課税台帳を閲覧に供し、または固定資産課税台帳に記載されている事項につきまして証明書を交付する場合は固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることによりまして、DV等の被害が及ぼされる恐れがあるような場合においては、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧又は交付しなければならないとする規定を追加するものでございます。

15ページの中段になります。ここから附則の改正になります。附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除につきまして、適用期限を現行令和15年までのものを令和20年度まで延長しまして、居住年につきましても令和3年までであったものを令和7年まで延長するものでございます。

16ページをお開きください。16ページから17、18ページまでの附則第10条の2の改正でございますけれども、主なものとしまして法律の改正により参照する項番号にずれが生じたための改正になります。

また、18ページの新一番上でございますけれども、第25項といたしまして、新たに特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例でございますけれども、これについて規定を追加しております。

附則の18ページ、附則の第10条の3につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例について、この拡充を図る改正規定になります。

19ページをご覧ください。附則第12条についてでございます。こちらは宅地等に対して課税する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきまして、令和4年分に限りまして商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5.0%から2.5%に引き下げることとする改正となります。

次に、20ページをご覧ください。附則第16条の3の改正です。上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用す

るとするものでございます。

21ページです。附則第17条の2については、参照する条文が削除されたことに伴う改正となります。

附則第20条の2及び次のページの附則第20条の3の改正でございます。これは申告方式の選択に係る規定を整備するものでございます。

23ページをご覧ください。旧、右側の一番下になります。新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定でございますけれども、こちらは法律の改正により、次ページ、24ページになりますけれども、附則第26条を削除するものでございます。

25ページからでございますけれども、第2条関係になります。

こちらは昨年制定いたしました大刀洗町税条例の一部を改正する条例につきまして、その内容を改正するもので、扶養親族について、その扶養親族等申告書の記載について新たに規定を整備するものでございます。

議案書4ページをご覧ください。附則でございます。第1条、施行期日でございます。第1条、この条例は令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとし、施行期日を定めております。

5ページの第2条、第3条、第4条におきましては、それぞれ経過措置について規定を定めているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員8名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

**日程第6 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承**

## 認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。

それでは、議案の提案理由及び内容について御説明いたします。

承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年5月24日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、ここに報告し、承認を求めらるるものでございます。

次のページをご覧ください。

4月1日付で大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分をしております。

続いて、3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

左側が新、右側が旧でございます。

第2条第2項におきまして、基礎課税額の限度額は63万円、第3項におきまして後期高齢者支援金等課税額の限度額は19万円と定めておりましたが、今回の地方税法施行令の改正によりまして63万を2万円増の65万円、19万円を20万円というふう増額をするものでございます。

第23条につきましても同様に63万円、19万円をそれぞれ変更しております。

次のページ、4ページをお願いいたします。附則のところ、同条中とあるものを同項中というふうに変更しているものでございます。

2ページをご覧ください。附則でございます。施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行する。適用区分、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は令和4年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） こういうコロナ禍で収入が減っている、しかも物価高、オイル高で物価が上がっているという中でですが、対象世帯はどのくらいになるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

令和3年度の例でございますが、限度額を超過した世帯数は24世帯ございます。それで、今回の限度額を見直すことによりますと24世帯が22世帯になるというふうに試算をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） それでは、ここで暫時休憩をします。

休憩 午前9時43分

.....

再開 午前9時52分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、質疑を再開いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

私は、本案に不承認の立場から討論を行います。

第1に、税制は国民や町民の租税方法や租税額を決定する政治の中で最も議論を尽くすべき重要な柱であります。本来どのような階層に何を対象にどのような税を課税するのか十分に議論をし、その可否を判断しなければなりません。毎年恒例のように行われる税の専決処分は地方自治体から見て、一部においてはやむを得ない点もありますが、その改定内容や本来専決処分の要件を満たすものであるかどうか、十分に検討する必要があると思います。また、税の負担軽減ならともかく、負担増を図る場合はなおさらであります。

第2に、今回の議案は課税上限額の引上げであります。国保税はその構造的な問題から上限の引上げでは解決しません。国保税制の抜本的な見直しと国庫支出による負担の軽減が求められています。特に、このコロナ禍において国保加入者への影響が非常に大きいと考えられることから、税負担の増は慎重にあるべきであると考えます。

以上の点から本案を不承認と考えるものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員8名中起立6名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員8名中、起立6名です。賛成多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

**日程第7. 承認第5号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、承認第5号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 承認第5号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

令和4年5月24日提出、大刀洗町長、中山哲志。

専決処分理由といたしまして、中央公民館大規模改修事業に関し、令和3年度に策定した実施設計により工期を設定したところ、準備工・撤去工事を含み1年程度要することになった。令和4年度中に事業完了しない見込みとなったため、入札発注前に繰越明許費の補正が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしております。

1枚おめくりください。専決処分書です。令和4年4月5日しております。

次をめくっていただきまして、次のページです。

専決第4号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,347万2,000円とする。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第1表、繰越明許費補正による。

1枚おめくりください。第1表となっております。

1、追加、9款教育費5項社会教育費事業名といたしまして、中央公民館大規模改修工事、金額2億2,436万4,000円となっております。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） お尋ねいたします。

先ほど総務課長のほうから専決処分という形で中央公民館大規模改修事業に関して令和3年度に設計した実施設計により工期を設置したところ、準備工撤去工事を含み1年程度要することとなったという形ですが、これは令和3年度に策定した実施設計ですね。これについては予算前に実施計画をされるんじゃないかなというふうな感じを私はしております。それで繰越明許という形で出ておりますけれども、繰越明許は大体、新年度になってから繰越明許関係の補正が出てくると思うんですけど、5月19日、生涯学習課長の説明、私の聞き違いかもしれませんが、2月頃に大体無理だなという感じがしたという報告を受けているんです。そういった事情であれば、当初予算の修正とかそういったものが必要であったのではないかというふうに私は感じます。それと予算査定については副町長の大浦副町長のほうがされておりますけど、そういった新年度始まってすぐ繰越明許というのはいかがなものかというふうに感じますが、その点お尋ねいたします。これにつきましては同議員のほうからも全員協議会の中で質問等が出ております。よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えいたします。

工期の設定について、当初予算の確定前に分かったのであれば、その時点で対応すべきではなかったのかという御質問かと思えます。

全員協議会の際にも説明したとおり、工期が難しいのではないかというのはある程度の段階で分かっていたようでございます。ただ、それを工期の延長で対応するのかというところで判断を迷ったようでございまして、そこで行くところではございましたが、工期の延長ありきで入札をしまうと業者の応札が難しくなるのではないかと、そういったところを懸念して3月議会の終了後にやはり工期を1年間に設定しようということで繰越しを決めているようでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） これはプロポーザルでコンサルで設計がされてあると思うんです。

そうした場合、コンサルとの話合いの中で工期がどのくらいかかるかというものは執行部として

はコンサルとのコミュニケーションを取りながらできると思うんですけど、聞くところによるとそのコンサルのいろんな中央公民館とか建設に関しては今まで履歴があるという形で当初伺っておりますけど、単なるその実施計画をしておいて工期が間に合わないとかいうのは何かちぐはぐな感じがいたしますけど、その点、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えいたします。

やはり年度内に工事を終わらせて早く住民の方の使用に供したいという希望を事務局としても持っておりました。その中でコンサルとのやり取りの中で年度内の工期で何とか行こうという協議もしておったようではございますけれども、一旦、実施設計の工期についても2月末であったものを3月末に延長しております。そういったところで再検討をして、やはり重要な契約ですので6月議会への上程が必要となりますので、そこから1年間工期を取りたいという判断を最終的にしておるようでございます。その関係から年度当初の繰越明許となったことに関してはおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 現在の課長も後任という形で、把握してあると思いますけど、苦しい立場ということは十分承知いたしております。ただ、最近、繰越明許関係が頻繁に出ているような感じがするんです。だから、そういういろんなコロナ関係の問題とかは承知いたしますけど、いろんな事業関係についても何か3月議会とかに繰越明許という形で事情はあるかと思っておりますけど、そのところは十分検討されてあると思うんですけど、今回の場合は中央公民館という形で水害等の避難場所の指定がされてあるんですよね。それで来年度に繰越しという形になってくると6月の水害とかそういったものに影響を及ぼすんじゃないかという感じがしますので、4年度の実施については課長あたりは十分注意しながら進行状況を見ていただきたいというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 別の関連でございます。この前、佐々木課長のほうから平面図関係の説明を受けたわけなんですけど、1つは、図がないですね、執行部は。議員等は持っておるんですけど。1階の平面図で身障者の駐車スペースという形で2か所取ってあるんですけど、先ほど申しましたように避難場所ということもありますし、中央公民館は生涯学習関係で各利用が多いと思うんです。それで、身障者スペースは納得したんですけど、雨とか雪の場合に車から降りて玄関、エレベーターとかに入っていくと濡れたりすると思うんです。そういったところにシェルター、雨よけとかシェルターという形は必要ではないかというふうに私は感じますが、その点、



いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 東議員、申し上げますけど、ただいまの質問内容ですけども、それは具体的な工事契約案件とかであれば、そういった質問でもいいかと思えます。本件については全体的な予算枠の繰越明許の承認案件ですから、別のときにまた発言をよろしくお願ひしたいと思えます。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

.....

再開 午前10時16分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き、質疑を再開いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから承認第5号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願ひます。

〔議員8名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第8. 議案第15号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9. 議案第16号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10. 議案第17号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11. 議案第18号 大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

## 一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第15号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議案第18号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上4件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

それでは、日程第8、議案第15号から順次提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第15号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年5月24日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき国家公務員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、職員の給与について国との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが条例案を提出する理由となっております。

2枚おめくりください。新旧対照表、3ページとなっております。

旧のところに通勤手当の13条第1項のところ全体に「（通勤距離が片道2キロメートル未満を除く。）」としておりましたが、新のほうでは13条第1項第1号から第3号の各号に括弧書きで「（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）」というのを各号に入れております。

次のページをご覧ください。4ページとなります。1枚おめくりください。

期末手当、第19条第2項です。こちらのほうの期末手当の基礎額に「100分の127.5」のところを新では「100分の120」、また第3項で100分の同じく127.5とあるのは「100分の72.5」というところを「100分の120」、「100分の67.5」という形に変更しております。

前に戻っていただきまして、1ページのところです。

附則です。施行期日は、1、この条例は公布の日から施行するという形になっております。

2のところでは期末手当の額の改正後の給与に関する条例等を載せておまして、下のほうです。各区分ごと、それぞれ各該当、各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以下となる場合は期末手当を支給しないというところを入れております。

括弧書きで再任用職員以外の職員を127.5分の15、再任用職員を72.5分の10という形にしております。

あと委任で3で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるという形にしております。

議案第15号は終わります。

続きまして、議案第16号です。

大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年5月24日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、大刀洗町職員の給与に関する条例の改正に伴い、同条例の規定を準用している大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが提出理由となっております。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表となっております。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当のところでは、18条第1項のところでは、こちらのほうも「『100分の127.5』とあるのは、『次項において再任用について適用する率』」というところを新では「『100分の120』とあるのは、『100分の72.5』と読み替える」と変更しております。

また、次のパートタイム会計年度任用職員の期末手当につきましても、第27条第1項のところでは同じような形で「『100分の127.5』とあるのは、次の項において再任用職員について適用する率」というところを同じく新で「『100分の120』とあるのは『100分の72.5』」という形に変更しております。

前に戻っていただきまして、1ページ、2枚目です。

附則です。この条例は公布の日から施行するという形になっております。

これで16号を終わります。

続きまして、議案第17号です。

議案第17号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年5月24日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、大刀洗町職員の給与に関する条例の改正に伴い、同条例の規定を準用している大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

こちらのほうが提案理由となっております。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表となっております。

こちらのほうは新たに新設して、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置という形で、令和4年6月に支給する期末手当の額は第5条第2項の規定に関わらず、該当規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは期末手当を支給しないというのを追加しております。

1枚戻っていただきまして、2枚目、1ページです。

附則です。この条例は公布の日から施行する。

以上で、17号を終わります。

続きまして、18号です。

議案第18号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年5月24日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、大刀洗町職員の給与に関する条例の改正に伴い、同条例の規定を準用している大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが提案理由となっております。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

こちらのほうも先ほどの特別職と同じような形で追加をしております。

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置、令和4年6月に支給する期末手当の額は第5条第2項の規定に関わらず、該当規定により算出される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以下となるときは期末手当を支給しない。

1枚めくっていただきまして、附則です。

この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） 提案理由、内容の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時44分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、議事を再開いたします。

これから日程第8、議案第15号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 15号ですね。

○議長（安丸眞一郎） 15号。議案第15号です。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。この議案が4本別立てで、特別職、別立てで提案なさったということについては評価したいと思います。15号については町職員、16号でもあります。この改正によって職員の方への影響額というものについてお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 職員の引下げ額というところかと思えます。そちらのほうは平均で5万1,000円程度となっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平均で5万1,000円ということで。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 総額としてはどのような程度の減額になりますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 総額というのは職員についてのみの総額という理解でよろしいですか。答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらのほうは職員という形になりますので、大体5万1,000円程度に大体100名程度をしまして、510万円程度が影響額という形になってまいります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

第一に、今回の議案は人事院勧告に基づく引下げであります。民間企業や医療機関では新型コロナウイルス感染の影響で大きく経済が落ち込んでおり、新型コロナウイルス感染拡大という事業所や働く人の困難な状況が考慮されたとは考えられません。そもそも政府方針として医療職、それから保育等の賃金の引上げが大きな柱としてうたわれているところで、その一方で公務員の一時金を引き下げるということは政府方針とも矛盾するのではないかと考えます。

2つ目に、新型コロナウイルス感染対策等の中で職員の皆さんが住民の安全・安心を確保するために日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っておられます。こうした皆さん方の一時金を減額することには賛同できません。

第3に、コロナ禍で職員の皆さんの賃金水準を下げれば、地域の事業所における賃金引下げに

も影響が及び、コロナ禍で疲弊している地域経済へも影響することが考えられます。

よって、関連する第15号から18号については全体として賛成いたしかねますので反対の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから議案第15号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員8名中起立6名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員8名中、起立6名です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

これから、日程第9、議案第16号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第16号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員8名中起立6名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員8名中、起立6名です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

これから、日程第10、議案第17号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 8 名中起立 6 名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員 8 名中、起立 6 名、起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

これから、日程第 11、議案第 18 号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 8 名中起立 7 名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員 8 名中、起立 7 名です。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

## 日程第 12、議案第 19 号 大刀洗町 MCA 同報無線施設整備工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 12、議案第 19 号大刀洗町 MCA 同報無線施設整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第 19 号大刀洗町 MCA 同報無線施設整備工事請負契約の締結について。

大刀洗町 MCA 同報無線施設整備工事について、次のように請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 24 日提出、大刀洗町長、中山哲志。

1、工事名、大刀洗町 MCA 同報無線施設整備工事。

2、工事場所、大刀洗町大字富多 819 番地外。

工期、議会の議決を得た日から令和 5 年 3 月 20 日。

契約金額、1 億 6,937 万 8,000 円。

契約相手方、福岡市中央区大宮1丁目3番10号、日米電子株式会社。

理由といたしまして、大刀洗町MCA同報無線施設整備工事を施工するため、指名型プロポーザルにより受託候補者を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求める必要がある。

これが提案理由です。

1枚めくってください。

指名型プロポーザルの審査結果表となっております。

2の工種については電気通信工事となっております。

5、審査年月日ですが、令和4年5月10日火曜日の9時10分から、場所といたしまして中央公民館2階大ホールにて行いました。

提案上限額、こちらのほうは税抜きですが、2億2,110万円といたしまして、最低限度額は設けておりません。

先ほど申しましたように最優秀提案者として日米電子株式会社となっております。

また、こちらのほう指名型としておりますので、指名の理由といたしまして、こちらのほう、①大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の第4条の規定により、電気通信工事又は電気工事の業者等級区分及び基準数値のA等級としております。

大刀洗町財務規則第107条の規定で「なるべく5人以上指名しなければならない」となっている。また、大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱第7条第3項の規定により、6,000万円以上については7業者以上となっております。

令和4年1月から競争入札参加資格の審査受付の業者の中から10業者を選考いたしました。

4月8日金曜日に開催した指名委員会にて10業者を指名しております。

審査結果は下のよう載せております。

1枚めくっていただきまして仮契約書、その次のページに屋外の拡声子局の概要表を載せております。

また、次のページに子局の位置図を添付しております。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これ、防災行政無線の屋外スピーカーの契約だと思うんですけども、4ページかな、屋外拡声支局概要表というのがあるんですけども、名称のところを上からずらっと多分これはスピーカーとかの種類を書かれているんだろうと思うんですけども、下から5、例えば屋上鋼管柱とか、組立鋼管柱とか、パンザーマスト、あとはフランジ式コンクリート継柱



とかあるんですけども、これは多分スピーカーを設置する方法みたいなものだと思うんですけども、この内容を4種類ぐらいありますので、これをちょっと教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 電柱の種類の関係の質疑ですけれども、答弁よろしいですか。

確認のため、ここで暫時休憩をします。そのまましばらくお待ちください。

休憩 午前11時01分

.....

再開 午前11時13分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き質疑を再開いたします。

先ほどの質疑に対しての答弁を求めていきたいと思えます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 高橋副議長の御質問にお答えします。お待たせして、すみませんでした。

一番初めにあります屋上の分ですが、こちらのほうは役場ですので役場の屋上につけるということで、こちらのほうは役場のほうに一式です。

その次の組立ての分ですけれども、そちらのほうが通常の柱という形になっております。台風60メートルにも耐え得るような柱という形になっております。

その下のほうがそれ以上に高強度という形になっている柱になっておりまして、直径が通常のものよりも太い形になっております。

その下のパンザーマストというところですが、こちらのほうは甲条のほうなんですけれども、そちらのほうの公民館が重機が入らないので人力で組み立てるという形になりますので、強度は同じですけれども台風60メートルに耐え得るようなものですけれども、そういった形で重機が入らないので組み立てる形になっているということでした。

最後の分ですが、コスト面もあるんですけども、こちらのほうは一応、浸水しないような地域につきましてはコスト面も考えまして2段継のコンクリート柱という形で考えさせていただいております。

以上です。お待たせいたしました。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 調べていただきましてありがとうございます。

先日、全員協議会のほうで別表1、機器一覧表というのを頂いたんですけども、その一番最後のページに屋外拡声支局装柱図というのが載っているんですけども、これがいわゆる組立交換柱の設置みたいな捉え方でよろしいのでしょうか。役場は屋上につけるということなんで、これじゃないと思うんですけども、あとの3パターン、4パターンですか、黄色いやつも含めて。大体こういったパターンと見受け取っていいんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 全員協議会のほうでお配りしました屋外の子局分ですけれども、そちらのほうは一般的になっております役場の次に書いてあります組立てのほうの分になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ちょっと字が小さくて読めなかったんですけども、結構高い柱が建つと思うんですけど、それに加えて震度6ぐらいの地震にも耐えられるということなんですけれども、そうすると基礎もかなり深く掘らなくちゃいけないと思うんです。ポールが地上から上に上がる高さと下にどれぐらいの基礎を掘らなくちゃいけないかというのもちょうと重ねて教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 全員協議会のところでお配りしました資料を見ていただきまして、横のほうに出ているかと思えます。大体、全体で1万7,640ほどですので、そのうち土の中に入る部分に関しましては2メートル60ないし70程度入りますので、その残りが地上に出ているという形になります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということは、地上が約17メートルぐらいということですか。

○総務課長（松元 治美） はい。

○議員（11番 高橋 直也） 地下が約2メートル掘るということですよ。

そうすると、この35か所に、役場の屋上に乗せるタイプをのかせば34か所、この34か所にこの地上17メートル、地下2メートルの支柱を建てるわけですけども、この34か所の中に既存の建物が建っている場所というのは何か所ぐらいあります。既存の、例えば公民館とかに設置するみたいな予定と聞いているんですけど、公民館だったら公民館の敷地にこの地上17メートル、地下2メートルの構造物を建てるわけですよ。そしたら、既存の建物がある敷地に建てる箇所は何か所あるかというのをちょっと聞きたいんですけども。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 役場以外は全て34か所は敷地内のどこかしらに建てさせていただくという形になっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということであれば、基礎を2メートル掘るということは結構な工事だと私的には思うんですけども、この地下2メートル基礎を入れて、17メートル上に建つ

支柱を建てるわけですが、この工事の影響で既存の建物に対する何か影響とかはないんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 実際の建てる場所につきましては全区長さんなりとお話しはしているんですけども、再度、令和4年度の新しい区長さんもいらっしゃいますので、そちらのほうと協議しながら場所を決めていくという形になります。ある程度、うちのほうでここに設置させていただきたいというところはあるんですが、そこら辺は区との協議をしながら決定していくという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） では、確認ですけども、全部の敷地に既存の建物があるということですけども、この既存の建物の構造計算上に影響がない形で建てるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） ほかの外部の建物等には影響がないような形で十分区とも協議をしながら設置してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） では、くどいようですが、建築基準法に基づいて構造計算上でも耐震基準などに影響がないような設置の仕方ということで再度確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 十分に安全に工事は行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時22分

.....

再開 午前11時30分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 先ほど詳しくちょっと調べたんですけども、基礎が2.7メートルということなんで、多分さっきの総務課長の答弁とはちょっと違うと思うんですけども、かなり答弁というか認識と違うと思うんですけど、かなり深く掘るんで、34か所、それと各公民館に対する建築法に基づく構造計算上、耐震基準などに影響がないような工事をきちっとしていただきたいと思いますので、そこを改めて答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 安全面には十分に気をつけまして、また、区長様方とは今後ですけども、位置等もそういった強度も確認しながら行ってまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） きちんとそこは調査等、確認をして工事を進めていくということですよ。答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） そうですね。地盤等も含めまして調査いたしまして、位置を決めて工事をしてまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第19号大刀洗町MC A同報無線施設整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員8名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

○議長（安丸眞一郎） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第17回大刀洗町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時32分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 5月24日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 平山 賢治

署名議員 東 義一

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 5月24日

議 長

署名議員

署名議員